

# 知的・発達障害のある青年の就学年限延長に関する一考察

## —見晴台学園大学の取り組みと政策立案への波及—

張 欣怡

### 1. 研究背景と本論の課題

#### (1) 発達保障とは何か

「発達」という言葉は普通、目標の達成や偉い人になるため、人々が努力を通じて、新しい能力を獲得し、自分を充実させることである。そして、障害のある人たちの学習権を求めてきた発達保障論が目指す「発達」とは、人間が質的に新しい能力の向上やスキルの獲得だけを追い求めているわけではなく、生活・人生の豊さと結び合わされた「発達」であり、もっと幅広い「発達」のイメージを含んでいる<sup>1</sup>。

「発達」は能力を伸ばすという側面だけを考えるのではなくて、人間が自らの関心を踏まえ、自由に行動し、生活を豊かさにしていくための力として、より広い視野で捉えることが肝心である。また、人間が発達を探索しようとした時、活動を通して、自分の力の伸びを感じたり、何かを達成したりする中で、自信を育てながら、仲間の中で共感的に喜んで、つながりを築き上げていく。自分のことを信じて、自分の仕事の意義を知り、自分の役割を認識できることが、誇りや責任感につながり、これは人生の発達を促す大きな力である。

そして、人間の発達は、目的意識的な学校教育だけから生まれるのではなく、社会的生活の全過程によって形成されるので、幅広い視野で見ておくことが必要である。生活が人間の発達の土台であり、人間は「発達」を達成するために、自分らしい価値のある生活を作っていくことが欠かせない。

権利としての発達について考えた時、現在、発達の実現は幾つもの問題に阻まれている。例えば「本人や家族の経済力」「地域間・自治体間の格差」「障害の種類や程度」という問題があるので、発達の権利が平等に保障される社会の実現には、まだ長い道のりがある。障害者の成長・発達は周りの環境から影響を受けやすいので、障害者の発達を考える上で、「環境」という視点は欠かせない。発達保障をめぐっては、集団の発達を忘れてはならない。集団の中で個人の発達だけでなく、集団の育ちと個人の発達は、ともに絡み合いながら進んでいる。個人の発達の基盤となる集団は、人の育つことを促すとともに、新しい展開をもたらすと主張されている。障害のある子どもたちの発達を願う中から発達保障という言葉は生まれたが、障害児者だけでなく、すべての人が権利の主体であり、発達の主体であるということを含むものなのである。

#### (2) 不就学をなくす運動から高等部の増設と青年学級の開設へ

障害児の義務教育制度が確立した1979年以前には、重い障害のある子どもたちは学校教育を受けることができず、就学猶予または就学免除にされていた。そして、重い障害児は「教育不可能」というレッテルを貼られていた。

<sup>1</sup> 丸山啓史「発達保障とはどういうことか？」丸山啓史・河合隆平・品川文雄編著『発達保障ってなに』全国障害者問題研究会出版部、2012年、p.3。

障害のある子どもは健常者と同じように学校に行き、学習したり、新しい友達と出会ったりして、人生の道を探索したい。彼らの豊かに生きたいという願いを人間としての基本的な要求・権利であると考え、能力による差別、障害による差別によって、障害児が生きる権利、教育を受ける権利などを奪われること、不就学児を存在させることは、人間自身の生きる権利、学ぶ権利の問題につながる<sup>2</sup>。不就学の障害児の教育を受ける権利を保障するため、1960年代から70年代前半にかけて、日本における権利としての障害児教育の土台を築いた障害児の就学猶予・免除をなくす教育運動が展開された。

1960年から「特殊学級」増設運動が取り組まれていて、障害の重い子の受け入れを可能にすることに伴って、子どもの発達を保障する教育条件のあり方が追求されるようになった。全国各地で、教育不可能な子どもはいないという教育実践の事実に基づいて、障害児の不就学をなくす運動は野火のように燃え広がった。この運動は1979年養護学校の義務制実施を実現させた。障害の種類、程度を問わず、全ての子どもが教育を受ける権利が保障され、学校教育を受けることができるようになった。

そして、「障害者の青年期教育全国研究集会」などを通して、養護学校高等部の教育の充実が提起され、障害のある若者が15歳以降も高等部に進学でき、社会教養や基礎知識・技術能力を学んで、18歳まで引き続き学ぶことができるようになった。しかし障害のある子ども・若者は健常の子どもより成長・発達に時間がかかり、18歳までしか学ぶことができないなら、社会に入って仕事を探すことが難しく、就職ができない状態になってしまう。また、職場で、人間関係をうまくつくれずに、仕事をできなくなり、早く辞めて閉じ籠りになる状況が少なくない。そのような中で、高等部で終わるのではなく、もっと学びたい、もっと自分探しや、友達との関わりを通して、失敗したり、悩んだりしながら青年期を豊かに膨らませたいと思う青年がたくさんいる。

そこでこのような状況を変えて、障害のある若者に18歳以降の「生活・就労の場」を作る取り組みが始まった。一つは社会教育分野の障害者青年学級であり、もう一つは福祉分野の作業所である。しかし、障害者の学習意欲を満たして、学習の権利を保障しようとした時、障害者青年学級の力しか頼ることができないなら、不十分だと考える。障害のある人が人間として世の中で生きていて、社会の形成者の一人として就労に一面化されることなく、現代を生きる青年に相応しい教養や人間としての全面的な能力を身につけることが欠かせない。

### (3) 就学年限延長の取り組みと本論の課題

そのような中で発達保障を実現するために、将来障害者が進学できる大学づくりの実験が進んでいる。また、障害のある青年たちの在学延長、学校で学び続けるために、専攻科を設置する動きがある。18歳を過ぎた障害のある青年たちは2年間にわたって専攻科に入り、学校で過ごして教育を受けることや、大学で4年間にわたり知識や教養を勉強し、社会に入る前に自分らしくゆっくり学び、世の中で、真実を知り、大事なことを見抜く力をつけることが目指されている。その典型的な例は見晴台学園大学であり、知的・発達障害の青年たちを向けて大学づくりが進んでいる。

このことを踏まえて本論では、就学年限延長の取り組みの中心となっている田中良三と見晴台学園大学に注目する。そこではまず、愛知における不就学をなくす運動に若手研究者

<sup>2</sup> 藤本文朗「学校にはいれなかった障害児」河添邦俊・清水寛・藤本文朗編著『この子らの生命輝く日―障害児に学校を』新日本新書、1972年、pp. 25-79。

としてかかわった田中がそのあとのように活動を展開していったのかを整理し、次に、就学年限延長のモデルになりうる専攻科と見晴台学園大学の取り組みを紹介し、さらにその取り組みが政策づくりのモデルに位置付けられる様子を明らかにする。

## 2. 知的・発達障害のある青年の就学年限延長の運動—田中良三の足跡—

### (1) 愛知における障害児の不就学をなくす運動

日本特別ニーズ教育学会の理事・副代表（現在、名誉会員）、日本特殊教育学会常任編集委員、日本LD学会の代議員・編集委員（現在、名誉会員）などを務めた田中良三は、愛知県立大学在職36年にわたって、特別支援教育、障害児保育、障害者福祉の分野で多くの学生を育て、地域の障害児教育、障害者福祉を担ってきた。LDなど発達障害児の人間発達と社会参加の研究、障害児の教育年限延長・青年期教育の研究などの研究課題として、学齢期の障害児教育から卒業後の障害者福祉へ、また、乳幼児期の障害児保育・療育や障害児学童保育（地域ケア）に、そして青年期障害者の学び支援へと障害の「重い」「軽い」を問わず、教育研究者として幅広く関わって来た。

田中は「戦後制定された学校教育法では、障害児も含めてすべての子どもが義務教育の対象とされたが、知的障害や身体不自由などの子どものための養護学校では義務教育が未実施の状態であり残されていた」と述べて、さらに「障害が比較的に軽い子どもたちは学校で「特殊学級」に学ぶことができ、障害の重い子どもたちは就学猶予・免除の対象とされ学校に行けず施設あるいは在宅で生活を余儀なくされていた」という状況を紹介している<sup>3</sup>。このような状況を踏まえて、1972年3月、名古屋大学豊田講堂を会場に、「愛知県障害児の不就学をなくす会」結成集会被開された。

障害の重い子どもたちは、就学年齢に達しても、発達年齢が未だ乳幼児2～3歳にも達しておらず、学校で読み書きを学ぶ力がないと見られた。読み書き以外の学校とはどんなものなのか、障害の重い子どもたちに必要な学校教育とはどんなものなのか、また、このような子どもたちは発達するなのか、このようなことを検証し明らかにすることなしにこの運動は成り立たないと考えられた。このような問題意識を持って、愛知県で請願署名活動や「適正就学保障申請書」提出という行政活動だけでなく、この運動を根本から支える、不就学児家庭訪問実態調査活動と「地域日曜学校づくり」の実践活動が展開された<sup>4</sup>。不就学児家庭訪問実態調査の結果では、学校に行けず在宅の障害児の生活空間が狭くて、友達もなく、活動も参加しない単調的に毎日過ごしているために、発達の退行現象がみられ、死亡の例も少なくない。また、母親をはじめ家族の生活と健康も侵害していることがわかる。このような状況を変えるため、在宅で過ごしている障害児に向けて月1回、1日保育を実施する「地域日曜学校づくり」の実践活動が愛知県各地に広がっていった<sup>5</sup>。田中は「愛知県障害児の不就学をなくす運動によって、県議会に向けた請願署名は採択され、その結果、愛知県は国の制度に先駆け、1973年度より「全員就学」に踏み切った」と述べて、「1979年度から全国養護学校義務性が実施されることになった」と説明している<sup>6</sup>。

1970年代愛知の障害児の不就学をなくす運動に魅かれて、田中は数多くの活動に参加し、

<sup>3</sup> 田中良三「花は咲く私は何を残しただろう—在職36年を振り返って」愛知県立大学教育福祉部、2012年、p.37。

<sup>4</sup> 前掲3。

<sup>5</sup> 前掲3、pp.37-38。

<sup>6</sup> 前掲3、p.38。

障害児の発達と学習の権利の保障に取り組みや、障害者の支援事業に関わっていった。この時期に田中は重度重複障害児の教育政策に対して研究し、彼らの教育保障をめざすために理論化の研究を行うとともに、教育の内容と方法に注目し、方法論の構築に力を入れている。

## (2) 発達障害児の豊かな後期中等教育の保障と見晴台学園の開設

1960年代、高度経済成長を機に高等学校への進学率が飛躍的に上昇したが、依然として障害を持つ青年を取り巻く状況は厳しい状況であった。学習障害児親の会「かたつむり」(現在愛知LD親の会「かたつむり」)の親たちは自分達の子どもの高校進学を心配していた。田中は親たちの憂いを消すため、1987年、親たちによる初めてのシンポジウム「学習障害児を伸ばす教育を求めて」に取り組んだ。自分たちの手で「高校」を作るという発想が生まれ、1989年9月、「学習障害児の高校教育をすすめる会」を発足し、1990年4月、名古屋市内に日本で最初の発達障害児の無認可5年制高校「見晴台学園」が誕生した。発足からの12年間田中は学園長を務めて、現在は見晴台学園などの研究センター長を務めている<sup>7</sup>。

田中は「今まで23年間にわたりLDなど発達障害児の教育に取り組んできた見晴台学園は、保護者と共に、一人ひとりの子どものニーズに寄り添う学校づくり、教育課程・授業づくりなど、地域に開かれ地域との連携・協働による教育を進めてきた」と紹介している<sup>8</sup>。ここでは高等部本科3年間と高等部専攻科2年間の5年制「高校」として、障害のある若者に義務教育が終わってから引き続き学ぶことができる場を提供している。「数量と言語」「社会と自然」「技術と人間」「芸術と文化」「運動文化とからだ」の五つ領域から、従来の学校教育の固定された教科に縛られず、ゆったりと柔軟性と変化に富んだ新しい枠組みで教育課程を編成している。生徒たちは毎日友達との交流と先生からの支援を通して達成感と満足感に溢れていた学園生活が目指されている。

授業づくりでは、見晴台学園で生徒一人一人の個性を尊重し、生徒のニーズを踏まえて、個別指導計画を作りながら授業を行っている。田中は「種々の「行事」も授業の一環として位置づけ、生徒とともに、ゆっくり・じっくりをモットーに、生徒がわかって楽しい授業づくりが進めてきている」と紹介している<sup>9</sup>。毎学期ごとに、学習評価を行い、教員と生徒と保護者がそれぞれ評価票を書く。教員は生徒の頑張る様子を捉えながら、褒めて生徒に励ます一方、生徒は学びを通して、獲得したことや勉強になったことなどを振り返り自分の進歩と成長を感じる。また保護者は、子どもの姿を見て、発達の視点に立って子どもを励まし共感できるような事実をもとに書く。三つの角度から総合的に生徒を評価することによって、生徒の成長と発達をはっきりと捉えることができる。見晴台学園では「行事」も授業の一環として丁寧に取り組んでいる。生徒たちにさまざまな生活体験の機会を提供するのみならず、参加して身につけた経験や知識が生徒の発達・成長及び将来社会での自立に大切な役割を果たしている。

学園の運営については、田中が「毎月一回、保護者と教員で構成する学園運営委員会が開かれ、学園に関わる運営や活動の展開などを決めるとともに総括する」と紹介している<sup>10</sup>。保護者は学園の運営に参加するだけでなく、毎年文化祭「みはらしだいまつり」にも取り組

<sup>7</sup> 田中良三「障害児教育の過去・現在・未来—教育研究者として」愛知県立大学教育福祉学部退職記念行事自行委員会、2013年2月9日、p.11。

<sup>8</sup> 前掲7。

<sup>9</sup> 前掲7。

<sup>10</sup> 前掲7、p.12。

み、地域の人たちも参加する。そのほか、地域の保護者や教員などを対象に連続講座「発達障害児の理解と支援」が開催され、学園の関係者や教員が積極的に地域の他の関係者と連携・協働し、より良い学園づくりを目指している。

そして、学園では卒業後も必要な子どもたちに対して、就労支援の場や、生活上のさまざまな問題やトラブルに対して支援する「自立支援センターるっく」を設置している。田中は「学園の専攻科では、在学中から「自立支援センターるっく」と連携して卒業して卒業後の進路探しや就労支援に取り組んでいる。卒業予定者の進路決定に関わる相談やハローワークへの橋渡しなど個別の対応も行っている」と述べ、さらに、「必要に応じて、「るっくコーポレーション」での職場実習にも取り組んだり、専攻科の授業に「自立支援センターるっくの職員が入ることによって卒業も連続した支援が可能となっている」と指摘している<sup>11</sup>。このようにすれば生徒たちが安心して学園で学ぶことができ、学園は若者たちの強い後ろ盾になっている。

見晴台学園はこれまでの教育実践が認められ、博報賞や文部科学大臣奨励賞を受賞した。1980年代～1990年代にわたって、見晴台学園の設立と運営のため、田中は「障害児の養護学校高等部における教育制度・政策の差別的実態を明らかにするとともに、克服を図る運動・実践と結合した研究をすすめ、障害児養護学校高等部教育のあり方＝青年期教育について理論化を図った」と紹介している。また「学園の生徒一人一人のニーズに応じて授業編成したり、民間における軽度発達障害児の学校づくりの経営・実践と研究を結合し、父母と協同の教育課程・授業づくりについて理論化を図った」と説明している<sup>12</sup>。つまり、この10年間で、田中は障害児の高等教育に注目して理論化の研究を行っている一方、見晴台学園の運営、実践を考え、授業の設置と内容の編成を研究してきた。

### (3) 就学年限延長への専攻科と大学づくり

2000年代以来、田中は通常学級における発達障害児の実践と研究に注目して、幼稚園・小・中学校及び高等学校に在籍の発達障害児者が学校だけでなく、社会でもよりよい支援を受けて、優しい環境で生活できることを目指して、各分野、支援事業を相互連携し、支援の効率化やネットワークづくりに努力している。また、支援事業や研究を通して、取り組みを紹介したり、研究結果をまとめたりして、多くの論文を発表し、愛知県における通常学級への支援と特別支援の発展に貢献している。そして愛知県立大学において、軽度発達障害児に向けて支援事業に取り組んで、学校で通常学級支援だけでなく、障害者の生涯学習を支えるため、「オープンカレッジ」や「公開特別授業」を実施し、発達障害児の教育年限延長と専攻科づくりの研究に経験を積み重ねて、障害者の生涯学習と専攻科の事業により多くの関係者に説明した。

また、特別なニーズを必要とし、18歳を過ぎても引き続き学びたい、支援が欠かせない青年たちに対して、生涯にわたる学習の充実、発展を実現するため、今日福祉分野において、青年障害者を対象となる学びの作業所＝福祉型専攻科づくりが日本全国で急速に広がっている。田中は全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会の会長として、全国特別支援教育研究者とともに、専攻科づくりを実践し、青年期の障害者の教育機会の充実と生涯学習を実現し、就学年限の延長について研究している。田中は「今後、専攻科実践を通して、発達障害青年

---

<sup>11</sup> 前掲7。

<sup>12</sup> 前掲7、p.13。

のために大学の門戸を開放させるなど、多様な学びの選択肢を増やしていくことも、この研究運動の重要な課題である」と指摘している<sup>13</sup>。

そのほか、特別支援の教育内容・方法について、田中は「私は、制度的に、障害児が分離された教育にあって教科や教育課程の一元的構造化について教育内容・方法におけるインクルージョンの原理について理論仮説を提起してきた」と述べている<sup>14</sup>。インクルージョンの原理が行われる今日、障害の子ども一人一人の個性や興味を尊重し、人格の形成と学習意欲の満たすことが大切である。授業を作った時、教育実践に努力した時に限界の突破と課題の克服も忘れてはいけない。

退職してから、田中は障害者の生涯学習について、多方面にわたる各分野の実践を整理し、障害者の生涯学習支援の今後の展望と課題を理論的に明らかにした。知的・発達障害の青年を対象に、高等部卒業後2年間の教育として出発した専攻科では4年間への年限延長の期待も生まれており、また大学や生涯学習など、多様な学びの場が広がっている。これらの実践を通して明らかになった青年の教育要求と発達の姿から、青年期教育の場づくりと実践のあり方について研究するため、田中はまず、青年障害者を大学で受け入れる可能性について研究を行っている。障害者の生涯学習支援の関わりについて振り返るとともに、大学での取り組みや、専攻科づくりの教育実践のなかで蓄積されてきた青年期の学びと大学で取り組まれてきている知的障害や発達障害の青年たちのオープンカレッジの取り組みを通して、今後の権利としての障害の学び支援のあり方、希望する全ての障害者に大学教育の門戸を開くための可能性と課題について検討した。また、同世代の青年と同じように、もっと学びたいと願う知的・発達障害青年たちに、大学で学ぶ機会を提供している見晴台学園大学の実践研究を踏まえて、障害者権利条約に応じて今後日本における知的障害者の大学受け入れにあっての現状や課題について研究している。そして、文部科学省は障害者の学校卒業後の生涯学習政策に着手し、そのなかで、「学校から社会への移行期の取り組み」として「福祉事業型専攻科」等に着目し、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」委託事業を開始した。それに対して「学校から社会への移行期の取り組み」を研究するため、田中は全国各地の実践と理論に目を通してまとめた。全国各地の実践をまとめて研究すると同時に、見晴台学園大学で文部科学省の実践研究事業における「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」の委託を受けて実践を行ったり、研究したりして、今後の政策課題について明らかにしてきている<sup>15</sup>。

そのほか、青年期において障害者の生涯学習、知的・発達障害者を大学に受け入れる可能性の実践研究に注目するだけでなく、田中は特別支援教育を促すため教員や人材の育成、発達障害児の保育、障害乳幼児の支援、関係部局の連携・協働、韓国やアメリカの知的障害者の大学教育などについても研究している。実践活動の経験や研究結果を積み重ねて、著書7冊、論文14本、学会発表33回、報告書など5冊を発表した。

### 3. 見晴台学園大学の理念と実践

#### (1) 見晴台学園大学の設立

2014年の「障害者権利条約」の批准及び2016年の「障害者差別解消法」の施行によって、

---

<sup>13</sup> 前掲12。

<sup>14</sup> 前掲7、p.21。

<sup>15</sup> 田中良三「教育研究実績—愛知県立大学定年退職以降（2013年—2021年）」。

障害のある青年に対して教育機会保障の土台が整備された。また、障害のある人達の教育年限延長の声が高まり、各地で専攻科設置や福祉事業型専攻科の取り組みが広がっている。しかし、専攻科卒業後に青年たちが学ぶ機会はなく、働くことや就労訓練の場を選択せざるを得ない<sup>16</sup>。多くの障害のある子どもは学校を卒業してから次の進路を考えた時、就職にするか、決まるまで家で一時待機の状態になっている。親はまだ働かせたくない、子どももまだ学びたいと考えるが、障害がある人は高校卒業後、大学進学という選択肢はなく、一般就労あるいは福祉就労しかない<sup>17</sup>。そして、田中は「知的・発達障害者の場合は、知的に劣りしたがって、学力程度は小学校低学年くらいまでだから、高校はともかく、大学進学などということは考えられないという『常識』が支配している。これは文科省など教育行政機関・関係者はもちろん、特別支援教育関係者をはじめとする、障害者福祉・労働関係者の一般通念である」と述べている<sup>18</sup>。

見晴台学園の専攻科を卒業した学生たちから、卒業してから働きたいが、まだ社会に出て就職することに対して自信がないという声が出た。学園での勉強生活のおかげで、自分らしくゆっくり勉強することができたが、まだ知らないことや、知りたいことがたくさんあって、将来働くために必要な知識や経験などをもっと学んでいきたいので、さらに自分らしく学べる場で成長したいという声が出てきた。「まだ社会に出て働く自信がない」「もっとゆっくり学びたい」という要望に対して、障害のある青年たちは、同世代の人たちのように自分らしく豊かな人生を送るために、いろいろなことを探求できる学びの場を創る必要がある。そこで、専門家や保護者が討論をし、また、学生の意見を聞いて、「大学」という新たなステージを作ることになった。大学を通して、学生たちの学びの意欲を満たすこと、好きなことを専門的に学べる機会を増やすこと、人生を豊かにするために一人ひとりにあった学びの場を提供するために、2013年10月に、見晴台学園大学が設立された<sup>19</sup>。

憲法第26条と障害者の権利条約に基づいて、障害青年たちの「ひとしく教育を受ける権利」を保障するためには、今後、障害のある人たちに、大学の門戸を開き、自分らしく豊かな人生を送り、単に教育年限の延長を図るのではなく、色々なことを探求できる学びの場を保障されるべきだと読み取れる。見晴台学園大学では障害のある若者たちが同世代の人たちと同じように青春を謳歌し、幅広い豊かな教養を学ぶ中で、広い視野に立って物事を捉え、自らを客観的・社会的に捉えることができるようにと取り組みがはじまった。

田中は知的・発達障害者に大学教育を保障するとともに、大学教育の可能性と必要性を実践＝実証していくことを目的として、見晴台学園の専攻科生徒や「るっく」という見晴台学園を卒業した自立支援センターの「社員」などを対象に大学を設立した。田中は大学学長として、これまでの実践研究と調査研究さらに大学運営などの経験に基づいて、①国民の大学教育を受ける権利の保障～憲法26条の拡充と普遍化、障害がある人を含めて、全ての人が無差別平等の原則に立って、教育を受ける権利がある。障害児も就学できる新たな大学＝インクルーシブな大学づくりをめざす。②発達障害学生が学びがいのある学習支援を探求す

<sup>16</sup> 平子輝美「発達・知的障がい青年の大学づくり実践から」NPO法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究』創刊号、2018年3月、p.40。

<sup>17</sup> ウィングあいち「第1回大学実践セミナー学生・保護者報告2017.2.26(日)」NPO法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究』創刊号、2018年3月、pp.28-31。

<sup>18</sup> 田中良三「見晴台学園大学が目指すもの」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓くインクルーシブな学びの創造』クリエイツかもがわ、2016年12月、p.20。

<sup>19</sup> 平子輝美「入学」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓くインクルーシブな学びの創造』クリエイツかもがわ、2016年12月、pp.144-156。

るためには、大学が変わらなければならない。③「学びたい」と願う全ての人に開かれた大学教育の創造、学びたい人が自由に学べる無償制と開放制を原則とする質の高い大学教育を追求するという三つの理念を持って、希望する誰もが学びがいのある大学づくりを取り組んでいる<sup>20</sup>。

見晴台学園大学は愛知県名古屋市中川区柳森町に立地し、法定外であるが、障害者に開かれた大学づくりを目指すパイオニアとして、大学教育に準じたカリキュラムが組まれている。原則として基礎課程 2 年 62 単位及び専門課程 2 年間 72 単位、合計 4 年間 134 単位を修了することが卒業の条件となっている。田中は見晴台学園大学の紹介を次に行っている<sup>21</sup>。

見晴台学園大学は、大学における教育、研究、社会貢献の三つの機能の重要性の認識のもとに、①現代を生きる青年に相応しい教養、②幅広い視野を持ち、意見を表明する力、③人と繋がり、仲間を作る力の三つの目標の実現を図っている。障害のある人を自分らしく豊かな人生を生きるためにもっと学びたいという願いを満たせる「学ぶこと」「働くこと」「生きること」の三位一体のキャリア教育によって、自らの能力を開花させ、大事なことを見抜く力をつけられ、青年のライフスタイルの構築を目指している。

2015 年より、新たに基礎課程を設置し、「平和と社会」、「世界の人々と文化」、「生活と科学」、「科学と技術」、「現代教養」など現代社会で自立的に生活するために欠かせない教養、科学、常識などを教えている。

平子輝美は「見晴台学園大学では、少人数のゼミナール形式での授業、学生・教員双方による評価、成績発表そしてサブティーチャーを配置して、学生が主体的に学ぶことを後押ししている」と述べており、少人数のゼミナール形式の授業で、学生たちは興味があることを探して、授業計画に従って、資料の収集、分析、調査をすることができる。さらに「ゼミ合宿の形式を通して、それまでの研究成果を確認しながら、最後のゼミ論発表会に向けてさらに検討を進めていくという多岐にわたった授業である」と紹介している<sup>22</sup>。教員は少人数のクラスで一人ひとりのニーズに応じて対応できる一方、細かい指導も提供できる。

評価票の作業は一学期の授業が終わり前、授業ごとに学生と教員の双方で評価を行っている。学生は学校生活を振り返り、学んだことや、自己評価、授業評価及び課題を記録する一方、教員は学生一人一人の個性をわかり、より適切な対応を提供し、授業の改善方向を明らかにする。学生の表現に対して評価したり、記録したりして、成績発表の日に生徒に手渡す。学生と教員の双方で評価し合うところが一番の特徴である<sup>23</sup>。評価票は学びの結果だけでなく、学びの過程や学生の学びへの姿がきちんと評価され、学生たちの発展や成長に役立たせて、学生に伝わるように工夫されている。評価票を読んで、学生は今までの努力を大切に、自分の価値を確認でき、自己肯定感や自信を育むことができる。

大学では、サブティーチャーが配置され、生徒と一緒に授業に参加して、学生の様子を観

<sup>20</sup> 田中良三「見晴台学園大学が目指すもの」田中良三・大竹みちよ・平子輝美+見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016 年 12 月、pp. 20-22。

<sup>21</sup> 前掲 20、p. 26。

<sup>22</sup> 平子輝美「学びを支える」田中良三・大竹みちよ・平子輝美+見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016 年 12 月、pp. 160-168。

<sup>23</sup> 前掲 22、pp. 168-170。

察しながら、判断を行って、困難を抱えている学生に授業のポイントを伝えたり、難しいことを再び説明したりして、学生が効果的に知識を理解しようとしてサポートする。また、担当教員に個々の学生の特性や興味・関心があることを伝え、担当教員が学生の特性をつかんで、情報を上手に活用することで、短い時間で学生と信頼関係を築くことができ、学生をよりよく導くことができる。放課後も、宿題に難航している学生と一緒に課題に取り組んで、学習上での悩みを解消する<sup>24</sup>。サブティーチャーは授業をスムーズに進める上で大切な役割を果たしている。学生たちの強い後ろ盾である一方、学生たちが社会に飛び出すことを守っている大事な存在である。

また、保護者の不安を解消するために、見晴台学園大学は教員と親で月一回の運営委員会を開き、大学運営の全てを検討し決定している。子どもたち一人ひとりの学校で講義を受けている様子や大学での姿や子どもの変化を親に伝えている。

見晴台学園大学では、このような実践を通して、特別支援教育のこれまでの「常識」を覆し、科学的民主的な人間像を確立することを通して、これまでの特別支援教育が就職のための訓練を目的としたあり方を変え、教育本来の姿を取り戻そうとしている。障害のある若者が特別支援学校高等部までで終わりなのではなく、進路選択に大学も入ることで、若者たちに、もっと学びたいという意欲を満たすことができる。

## (2) 見晴台学園大学の組織体制

見晴台学園大学は特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会によって運営されている。2021年度事業報告には次のように紹介されている<sup>25</sup>。

特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会は、発達障がい児者等が健全に育ち、豊かな思春期を過ごし、その人らしく社会で生活できるために、彼らへの教育と自立の支援を行い、併せてその父母や彼らと関わる教育保育福祉関係者と、その実践を通して連携することで、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

以上を目的として、見晴台学園、法定外見晴台学園大学である学習教育に関する事業、就労移行支援・就労定着支援・就労継続B型の多機能型事業所ら〜あるて、同サービス事業の就労移行支援・自立訓練（生活訓練）の多機能型事業所ら・びすた、同サービス事業の就労継続B型支援・生活介護の多機能型事業所ら〜コーポレーション、同サービス事業の共同生活援助事業所ら〜ミトリーあちゃ、同サービス事業の地域生活支援事業、その他青年の就労生活支援、情報交換・学習など多様なニーズに応える「おしゃべり会」、障害者の多様な学習活動を支援する「生涯学習セミナー」会報『木もれ陽』の発行を実施している<sup>26</sup>。

その中で、見晴台学園大学は通年名古屋市市中川区柳森町板倉ビル2階で、発達障害などの青年を対象にした大学教育を有料で行っている。2021年度で、正規職員2人、非常勤職員9人、発達障害者など10人を含めていて、2022年度授業者11人、発達障害者など13人と予想されている。2022年度活動予算案では見晴台学園大学の指導訓練費が624,000円に達

<sup>24</sup> 前掲22、pp.160-162。

<sup>25</sup> 「特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会第23回総会」2022年、p.1。

<sup>26</sup> 前掲25。

している<sup>27</sup>。

2021 年度見晴台学園大学の活動を振り返って、まず、コロナ禍でも積極的に学生のゆたかな学びを提供した。「経済入門」、「漫画を音化する」、「他文化交流ネパール」、「北京オリンピックマスコットのピィ・ドゥン・ドン」、「マーケティング戦略」、「カリグラフィー」など多彩な講義を開講した。その他 8 月からコロナ禍で軒並み楽しいイベントが中止になる中、自分達で何か楽しい催しを行えると考えた時、「ミニ縁日」の取り組みを企画し、9 月に行なっていた。射的、線引き、型抜き、飴つかみ、焼フランクフルトなど自分達で考えて準備した。そして金華山登山、名古屋港での写真撮影会、日銀名古屋支店見学、成人を祝う取り組みとしてホテルでのマナー講座など、新しい経験や視野を広げることができた<sup>28</sup>。

また、入学者の受け止めについて、学びたいと希望する人たちに広く門戸を開き、県内県外を問わず受け入れてきた。見晴台学園大学ではこれまでも広島、和歌山、大阪から入学者を受け入れ、地域の基幹相談支援センターやヘルパーステーションと協力して学生たちの一人暮らしをサポートしてきた<sup>29</sup>。

次に、在学生のみならず、見晴台学園大学は卒業生に引き続き支援を行なっている。今年 3 月に 1 名の卒業生を送り出して、「職業適性検査」を受けて、アドバイスをもらったが、しかし卒業後の進路まだ結論を出せず、本人と親の意向で研究生として引き続き大学に籍を置き、ゆっくり将来を考えて、進路を探すことになった<sup>30</sup>。卒業しても、見晴台学園大学は卒業生の進路と発展に注意を払って、学びの場とか、相談の場を提供し、共感しながら、学生の角度から考え、一番必要な援助を提供している。

そして、毎月第三の水曜日に見晴台学園大学運営委員会が開催され、大学運営に関わる課題や、学生の様子、月々の財政状況、親として大学に期待すること、協議事項について検討している。対面で参加しにくい状況に対応するため、LINE を活用して素早く状況を共有する仕組みができた一方、学生募集の取り組みで親と教員が組みを作って支援学校や専門学校、相談支援事業所へ訪問できたことが特徴として挙げられている<sup>31</sup>。

### (3) 見晴台学園大学のカリキュラム

古山萌衣は「見晴台学園大学における「学び」において、学生たちに期待されていることは、将来社会の中で自立して生きるために必要な「教養」を身につけ、自信を持って社会に巣立っていくことである」と述べている<sup>32</sup>。ここでは様々な知識に触れ、仲間たちと交わり合いながら、教養を身につけることができる。

見晴台学園大学では、「平和と社会」、「世界の人々と文化」、「情報と社会」、「生活と科学」、「教養と人生」、「科学と技術」などの講義科目が設置されているだけでなく、「現代教養演習」、「卒業演習」、「フィールドワーク」、「ボランティア活動」も設置されている。講義の組み立てについて、学校の担当教員が自身の専門や研究領域に引き寄せながら、学生が興味・関心を持って学ぶことができるような講義内容・目標を考え、講義を組み立てていくことが

<sup>27</sup> 前掲 25、pp. 1-25。

<sup>28</sup> 前掲 25、p. 36。

<sup>29</sup> 前掲 25、p. 37。

<sup>30</sup> 前掲 25。

<sup>31</sup> 前掲 25。

<sup>32</sup> 古山萌衣「見晴台学園大学における「学び」」NPO 法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究—』創刊号 2018 年 3 月、p. 5。

大きな特徴となっている。演習や実習活動を通して、生徒の日常の学習生活に楽しい経験をもたらす一方、学ぶ楽しさ、張り合いを体験することで、自信が作られ、生活も充実するようになってきている。

「科学と技術」の授業では学生たちに物理の分野では力学、重力などの科学知識を教える。学生たちは自分の短所や勉強に対して苦手な分野があるものの、知識に対する好奇心があり、できるだけ多くのことを勉強したい、もっと先人の築いた学問を学びたいという気持ちが旺盛である<sup>33</sup>。

「コミュニケーション実践演習」では、映像メディアや書物の力を借りて、生徒たちにコミュニケーションの意味をわかりやすく伝え、世間の偏見に不用意に傷つくことがないように、自信を持って社会と向き合えるようになることを目的としている。授業の中で、生徒たちは教員が用意した学習内容を学んだり、考えたりして、古くて辛い過去に向き合い、古い傷を癒して疎外感や孤独感を忘れて、自己肯定感を育成できる<sup>34</sup>。

「自然科学と人間」では地球の中で現れた生物の歴史をわかりやすく紹介し、生物進化の理由を考える。自然科学はすでに知っている知識と論理をたよりに未知の自然現象を理解し、授業で生物の歴史を題材にして自然現象の理由を考え、科学の方法を体験することを目標とする。生徒たちは授業でわからないことを勉強し、興味があることを深く理解できるようになる。授業が終わってから、学生は本を読んだり、資料を収集したりして一生懸命レポート作りに取り組むことで、世界を探究したい、知識を学びたいという意欲を呼び起こすことができる<sup>35</sup>。

「世界の人々と文化」という授業では、人権とその土台である平和を考えることを目標としている。授業は、三つの段階に分けられる。どの段階でも「読む・書く・話す」という学習技術の強化を意図して進め、教師の説明が中心ではなく、学生の動く場面を主として学生の自主的に学ぶ能力が鍛えられる。学生は自分の得意なことばかりを追うのではなく、他者の視点も吸収でき、蓄える知識の量が増えていく<sup>36</sup>。

学生たちに社会生活に必要な法的常識を身につけるため、法学教育では、「法と社会」の授業を通して、日本の法律と社会に関する基礎知識を説明する一方、学生たちの日々の想いを大事にして、その想いと生活が法のもとでどうなっているのか、学生の意見や感想のやりとりをし、双方向の会話を重視した授業として成り立つようにしている<sup>37</sup>。

「演習」の授業では、現代社会における文化、芸術、科学、スポーツ、教育・社会問題など、広大な教養の海から、「自分の好きな歌に見る人間観、社会観、自然観」をテーマに取り上げ、資料の収集・分析・調査・学習・研究をおこなっている。授業を通して、受講生一人ひとりが、自分の好きな歌を選んで、歌詞を吟味して、歌詞の中に含まれた「人間観・社会観・自然観」について、各自の考えを出し合い、意見交流を図りながら深め合い、教養知識を身につける。学生たちが選んだ曲には、共通点があり、寂しい気持ちや未来に対する不安がある一方、明日に憧れて、頑張って元気に生きたいという気持ちがある<sup>38</sup>。

<sup>33</sup> 深津綱次「ものづくりの心・重力とは何か科学技術」田中良三・大竹みちよ・平子輝美+見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016年12月、pp.44-57。

<sup>34</sup> 大幸昌子「自分の思いを言語化するコミュニケーション実践演習」同前書、pp.30-43。

<sup>35</sup> 上口智治「地球46億年の生命の歴史自然科学と人間」同前書、pp.58-72。

<sup>36</sup> 山口隆幸「ネパールの子どもたち世界の人々と文化」同前書、pp.86-99。

<sup>37</sup> 加藤暢夫「いわゆる法学科目で、何を学生に伝えたいか」同前書、pp.100-106。

<sup>38</sup> 田中良三「自分の好きな歌に見る人間観・社会観・自然観」同前書、pp.107-117。

最後に、ボランティア活動では、学生たちは住民と力を合わせて物を作ったり、ともに暮らす住民の声に耳を傾けたりして、新しいことを吸収する一方、人と人がつながることの大切さを肌で感じる。ボランティア活動のおかげで、発達障害青年がいつも支援される側から、支援する側に立つことは、大きな意味がある。また、活動を通して自分の力が引き出され、たとえ微力な力でも社会の一員として役割を果たすことができ、自己肯定感を高める。そしてたくさんの人々と出会い、支援を受けた人の存在を実感し、人への信頼感を培うことができる<sup>39</sup>。

見晴台学園大学では、生徒の興味を踏まえて、成長と発展にふさわしい授業を提供し、彼らの青年期を守っている。ここで毎日障害のある青年たちは健常の青年と同じように友達と一緒に楽しく過ごせる一方、思い切り探索したいことを研究し、学びたいことを勉強して、ゆっくり自分の人生を考えられるようになっている。

#### 4. 障害者の教育政策づくりと見晴台学園大学

##### (1) 障害者差別解消法の制定と障害者の生涯学習

2014年日本政府は「障害者権利条約」を批准し、第24条では障害者の生涯学習の機会が確保されなければならないと規定されている。2016年「障害者差別解消法」が施行され、国または自治体において、障害者向けの環境整備を用意しなければならないと規定された。2017年4月当時の松野文部科学大臣がメッセージを出して、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」を発表し、障害者が生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しむことができるよう、福祉や労働も含めた関係施策を連動させながら支援していくことの重要性を指摘している。2017年度、文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、また、生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設し、学校卒業後の障害者の生涯学習施策に着手した。教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・社会保障・医療・労働などの関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興などの施策を横断的かつ総合的に推進することを目指している<sup>40</sup>。

文部科学省の資料によれば、この施策の背景を次のように説明している<sup>41</sup>。

特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約2.2%、特に卒業生の9割近くを占める知的障害者は約0.5%に留まる。保護者からは、特別支援学校を卒業しても、「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」という声が聞かれ、また、障害者向けの教育施設が少なく、学びや交流の場はどうなるのか、とても不安に感じている。これらの現状も、障害者の学校卒業後の学びや交流の場へのニーズを裏付けており、その充実が重要な課題となっている。一方、学校を卒業

<sup>39</sup> 大竹みちよ「東日本大震災被災地との絆」同前書、pp.132-141。

<sup>40</sup> 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習推進室「障害者の障害を通じた多様な学習活動の充実について」令和4年。

<sup>41</sup> 前掲32。

して社会に入ってから仕事をして職場定着が困難な者も多い。平成30年度 障害者本人の意識など調査結果では、81.1%の障害者は、障害者の学習機会が充実されることが重要だ;71.7%の障害者は、一緒に学習する友人、仲間がいない、寂しいと感じている。

以上の資料から見れば、知的障害者の進学率が極めて低くて、高校卒業後に引き続き教育を受ける場所がなく、健常者と同じように学びの権利、楽しい学習生活が保障されていない、不安定な状態になっている。学びの意欲が高くても、彼らの声はまだ通じていない状況である。

2018年2月文部科学省に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」では、「これからの障害者生涯学習発展の方向は「誰もが、障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現」、「障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かし社会参加の実現」をめざしている」と指摘し、さらに、「学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取り組みを推進することが急務である」と提言している<sup>42</sup>。

そして、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向け、「学校卒業における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」が進められた。ここでは、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」、「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」、「人材育成のための研修会・フォーラムの開催など」の三つの事業のうち、特に「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」では①障害者が学校から社会への移行期に学習内容・方法に関することの学び、②障害の各ライフステージで、個人の生活に必要な知識・スキル、社会生活に必要な知識・スキル、職業において必要な知識・スキルの学び、③障害を通じて自立して生きる基盤となる力に関する学びの三つを目的としている。実践研究は公募され、審査の結果、全国から18箇所の団体が委託された<sup>43</sup>。

## (2) モデルとして認められた見晴台学園大学

2018年見晴台学園大学は文部科学省から「生涯の学びとして、障害青年の『学校から社会への移行期』における継続教育の役割と課題」という事業を委託され、「公開講座」、「大学連携オープンカレッジ」、「視察研修」の三つの事業に取り組んだ。見晴台学園大学は、文部省が障害者生涯学習支援政策概念として打ち出した新たな「学校から社会への移行期」の取り組みとして位置付けられた。

2019年度は全国から団体等21件が事業委託された。見晴台学園大学は引き続き1位にランクされて採択された。事業の題名は、1年目と同じ、「生涯の学びとしての、障害青年の『学校から社会への移行期』における継続教育の役割と課題」である。その中で、「生涯学習セミナー2019」、「大学連携オープンカレッジ」、「視察研修」、「コンファレンス：障害者の学びの場づくりフォーラム in 東海・北陸」四つの事業に取り組んだ。委託事業3年目になる2020年度も同様の事業に取り組んだ<sup>44</sup>。

<sup>42</sup> 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議『障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、生涯の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会を目指して（報告）』pp.12-21。

<sup>43</sup> 田中良三「文部科学省の生涯学習支援政策と見晴台学園大学の課題」NPO法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究』第2号、2019年3月、pp.3-9。

<sup>44</sup> 田中良三「見晴台学園大学における文部科学省・実践研究委託事業2年目の取り組みから見た政策課題」NPO法人見

見晴台学園大学は、障害者権利条約の精神と障害者差別解消法に立脚し、2018年・2019年・2020年度の3年間にわたり、文部科学省の『学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業』推進政策である「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」の委託事業に取り組んだ。その先駆的な取り組みが日本の将来の大学改革につながることを期待されている。

## まとめ

日本では、かつて障害のある子どもたちは就学猶予や免除という仕組みで義務教育すら受けることができなかった。このような状態に対して、不就学をなくす運動が展開され、義務教育が実施され、次に養護学校高等部の拡充で18歳までは学校で学べるようになった。しかし、その後は、僅かとはいえ、社会教育である障害者青年学級しかない状態が長年続いた。それに対して、今日、専攻科や大学を作ることで就学年限を延長する動きがある。

その中心にいる田中良三は、かつて若手研究者として不就学をなくす運動に取り組み、その後も障害児の教育権保障の課題を探究して、見晴台学園や見晴台学園大学を開設し、その運営に力を注いでいる。そこでは見晴台学園大学は「仕事が決まるまでの一時待機」や「就労のための訓練」ではなく、広く世の中を見、真実を知り、大事なことを見抜く力をつけ、自分らしく豊かな人生を生きるために、もっとゆっくり学びたいという青年たちの願いを満たすために作った学校である。「現代に生きる青年にふさわしい教養」、「幅広い視野を持ち、意見を表明する」、「人と繋がり仲間を作り力」の三つの目標の実現を図り、「学ぶこと」「生きること」「働くこと」の三位一体のキャリア教育によって自らの能力を開花させ、今を生きる青年のライフスタイルの構築を目指している。①講義は少人数でのゼミナール形式②講義ごとに学生・担当教員双方が評価票にまとめることで単位取得③サブティーチャーの配置、講義や学生生活サポート④学生一人一人に合わせた進路支援、同法人の自立支援センターと連携⑤研究生制度導入⑥共同研究校との連携という特徴がある。

このような田中の地道な取り組みは障害者権利条約や障害者差別解消法が制定される中で障害のある人たちに、自分らしく豊かな人生を送るために、大学の門戸を開き、見晴台学園大学の運営に取り組んで、障害のある人の就学年限延長という形でモデルとなっている。障害のある人の学習権保障の運動と地道な実践づくりの長年の成果がこのように実を結びつつあることを評価するとともに、これからの展開にも注目する必要がある。

## 参考文献：

大幸昌子「自分の思いを言語化するコミュニケーション実践演習」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016年

大竹みちよ「東日本大震災被災地との絆」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016年

上口智治「地球46億年の生命の歴史自然科学と人間」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見晴台学園大学『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツ

かもがわ、2016年

加藤暢夫「いわゆる法学科目で、何を学生に伝えたいか」田中良三・大竹みちよ・平子輝美  
＋見晴台学園大学『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイ  
ツかもがわ、2016年

田中良三「就学猶予・免除をなくす教育運動と発達保障論」二通 論・藤本文朗『障害児の  
教育権保障と教育実践の課題—養護学校義務実施に向けた取り組みに学びながら』  
群英社、2000年

田中良三「自分の好きな歌に見る人間観・社会観・自然観」田中良三・大竹みちよ・平子輝  
美＋見晴台学園大学編著『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』ク  
リエイツかもがわ、2016年

田中良三「文部科学省の生涯学習支援政策と見晴台学園大学の課題」NPO 法人見晴台学園大  
学『発達・知的障害者の大学教育研究』第2号、2019年

田中良三「見晴台学園大学における文部科学省・実践研究委託事業2年目の取り組みから  
見た政策課題」NPO 法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究』第3号、  
2020年

田中良三「文部科学省実践研究委託事業の成果と課題—連携協議会の組織・構成と役割につ  
いて」NPO 法人見晴台学園大学『発達・知的障害者の大学教育研究』第4号、2021年

田中良三「教育研究実績—愛知県立大学定年退職以降（2013年—2021年）」

田中良三「花は咲く私は何を残しただろうか—在職36年を振り返って」愛知県立大学教育福  
祉部、2012年

田中良三「障害児教育の過去・現在・未来—教育研究者として」愛知県立大学教育福祉学部  
退職記念行事自行委員会、2013年

辻浩『現代教育福祉論—子ども・若者の自立支援と地域づくり』ミネルヴァ書房、2017年

辻浩『「学校から社会への移行期」における教育福祉と学校改革—『総合教育政策』の可能  
性を求めて』名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育  
研究年報』第36号、2022年

平子輝美「発達・知的障がい青年の大学づくり実践から」NPO 法人見晴台学園大学『発  
達・知的障害者の大学教育研究—』創刊号、2018年

古山萌衣「見晴台学園大学における『学び』」NPO 法人見晴台学園大学『発達・知的障害者  
の大学教育研究—』創刊号、2018年

深津鋼次「ものづくりの心・重力とは何か科学技術」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見  
晴台学園大学『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツか  
もがわ、2016年

藤本文朗「学校にはいれなかった障害児」河添邦俊・清水寛・藤本文朗編著『この子らの生  
命輝く日—障害児に学校を』新日本新書、1972年

丸山啓史「発達保障とはどういうことか？」丸山啓史・河合隆平・品川文雄編著『発達保障  
ってなに』全国障害者問題研究会出版部、2012年

山口隆幸「ネパールの子どもたち世界の人々と文化」田中良三・大竹みちよ・平子輝美＋見  
晴台学園大学『障害青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツか  
もがわ、2016年